

# 琉球大学学術リポジトリ

## 1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する 「密約」に係る調査の関連文書No.3

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 核持ち込み問題, 東郷次官, ホドソン米国大使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43865">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43865</a>

101

秘 極  
無 期 限  
万 部 の 内  
万 号

日本政府は、藤山、マッカーサー、了解に基き、終  
核兵器の持ち込まず、事前協定の対象あり、従って  
この事前協定の行なわれ以上、核兵器の持ち込  
まずないとの立場をとる。

しかしながら、戦術核兵器の発達は、この戦  
術核兵器の搭載する能力を有する米國艦船が増加し、  
これを反映して、この種の米國艦船がわが国に寄港する  
事態が生ずるに及ぶ。國民の間には、米國艦船が實際  
に核兵器を搭載し、わが国に入港しないとの見解が、

外 務 省

の疑念が生ずるに至る。

政府としては、この事態に対処するため、事前協定の  
履行につき、政府と米國政府との間に話し合ひを行なうに結  
果、上記のような了解に達した。政府としては、この  
了解を遂げようとするに、米、日との遺憾がある  
と考へている。政府は、米國艦船がわが国に核兵器  
を搭載し、わが国に入港しないことを知りながら、これ  
を容認してきたという事実、何れも、これや、米側の誤  
密協定を結んだことを遺憾とする。

外 務 省

米國は核ヲ存在一切明カスル旨の最高政策  
カシ、わが國の領域に入る米國艦船ヲ核兵器搭載  
有無にツレモ明カにせず、わが國はこれに理解を予  
レタシ、今後米國艦船の通過又ハ一定期間内の寄港  
ノ場合ニツレバ、わが國は米國の二の最高政策を尊重  
スルことニハ次カカス。

~~米國~~ わが國の非核三原則ハあく遵守の決意  
あり、核兵器の持ち込みハ断然拒絶ハ行われ、場  
合には、<sup>存</sup>國家危急の場合に除き、これを拒否すべし、  
立場

外務省

正當に拒否あり。

外務省